

# 出国時の持ち出し確認方式導入に向け、早急な見直しが必要 外国人旅行者向け免税制度で 原処分取消しの裁決事例が散見

インバウンドによる消費拡大の一方、多額・多量の免税購入物品が国外に持ち出されず国内での横流しが疑われる事例が多発している。また、出国時に免税購入物品を所持していない旅行者を捕捉し即時徴収を行っても、その多くが滞納となるなど、免税制度の不正利用が横行している。国税当局も重点課題の1つとして対応しており、税務調査で否認されるケースも多くなっている。ただ、中には事実認定の誤り等により審査請求で原処分が取り消された事例も散見される。令和7年度税制改正では、外国人旅行者向け免税制度について、出国時に税関において持ち出しが確認された場合に免税販売が成立する制度とするよう見直しが行われる予定となっており、一刻も早い制度の改善が求められている。本特集では、免税制度に関する取消し裁決事例とともに、免税制度の見直しの方向性について、その概要を紹介する。



## 国内で譲渡したか否かなど、事実認定が大きな問題

外国人旅行者向け免税制度とは、税務署長の許可を受けた輸出物品販売場（免税店）を経営する事業者が、免税購入対象者（非居住者）に対し、免税対象物品（免税品）を一定の方法で販売する場合には、消費税が免除されるというもの。購入した免税品は国内において譲渡してはならないとされているが、横流しが疑われる事例が多発している。

ただ、税務調査の場面では、事実認定が大きな問題となるため、その後の審査請求で原処分が取り消される事例も見受けられている。

### 免税品はなく残っているのは箱や袋のみ

1件目に紹介する裁決事例は、請求人の滞在場所で行った税務調査の結果、請求人が免税店で購入した免税品の存在が確認できず、そのうちの一部の物品の梱包に用いられた箱及び袋の存在しか確認できなかったとして、

請求人が免税品を国内において譲渡したとして消費税等の賦課決定処分がなされたもの（大裁（諸）令4第40号）。

審判所は、請求人の滞り場所存在した箱及び袋が免税品の一部の梱包に用いられたものであるかどうかは不明であって、箱及び袋の存在は、請求人による免税品の国内譲渡の事実をうかがわせるものであるとはいえないと指摘。請求人が免税品を国内において譲渡したことを示す直接的な証拠はなく、仮に箱及び袋が免税品の一部の梱包に用いられたとしても、請求人が免税品を購入後に自ら消費し、あるいは他に譲渡したことがうかがわれるに留まるとした。加えて、審判所は、請求人が免税品の全部を輸出したとは認め難いが、輸出されなかった物品の範囲を明らかにできる的確な証拠はなく、請求人が輸出した